議案名	富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の 設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	地方自治法の一部改正に伴い、富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。
制定内容	 (1) 第1条関係 富士見市水道事業の設置等に関する条例の一部改正 第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」へ改正するものです。 (2) 第2条関係 富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」へ改正するものです。
施行日	令和6年4月1日

(第1条関係) 富士見市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第17号)新旧対照表

(第2条関係) 富士見市下水道事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第10号)新旧対照表

新	旧
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第6	第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第6
7号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従	7号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従
事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならな	事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならな
い場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合と	い場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合と
する。	する。